

1. オンラインによる指定申請について

1.1 オンラインによる指定申請の目的・背景

- 令和元年6月 21 日閣議決定された「成長戦略フォローアップ」では、介護現場における文書負担の課題に対し、「文書量の削減に向けた取組について、介護分野においては、2020 年代初頭までの文書量の半減に向け、国及び地方公共団体が求める文書や、事業所が独自に作成する文書の更なる見直しを進めるとともに、地方公共団体ごとに様式や添付書類の差異があるなどの課題について検討を行い、2019 年中を目途に一定の結論を得て、必要な見直しを進める」という方向性が示されました。また、同日に閣議決定された「経済財政運営と改革の基本方針 2019」でも、「介護、保育、福祉の現場等を中心に、自治体ごとにバラバラな申請書類・添付書類等について、国と地方の連携により、標準化・ガイドライン化を進める」方針が示されました。
- 上記の閣議決定を受け、厚生労働省では、社会保障審議会(介護保険部会)の下部組織として社会保障審議会介護保険部会介護分野の文書に係る負担軽減に関する専門委員会(以下、専門委員会)を立ち上げ、令和2年3月 30 日の第6回専門委員会では、「介護分野の文書に係る負担軽減に関する取組の進捗及び今後の進め方について」が示されました。
- その中では、3 年以内の取組として「ウェブ入力・電子申請」の取組が定められ、その以降の専門委員会での議論を経て、介護サービス情報公表システムを活用したオンラインによる指定申請が可能な「電子届出システム」が令和4年上半期から運用開始する予定となりました。
- また、令和4年6月7日に閣議決定された「規制改革実施計画」では、「厚生労働省は、介護サービスに係る指定及び報酬請求(加算届出を含む)に関連する申請・届出について、介護事業者が全ての地方公共団体に対して所要の申請・届出を簡易に行い得ることとする観点から、介護事業者及び地方公共団体の意見も踏まえつつ、介護事業者の選択により、厚生労働省の「電子申請届出システム」を利用して、申請・届出先の地方公共団体を問わず手続を完結し得ることとするための所要の法令上の措置を講ずる」計画が示されました。
- 実際に令和5年3月31日には、厚生労働省より「介護保険法施行規則の一部を改正する省令」が公布され、令和6年4月以降、指定申請・届出は上述した「電子申請届出システム」による提出が原則化されるなど、各自治体に対しても介護事業者の文書負担をより一層、より早く軽減させるための取組が強く求められています。